

第 17 期第 4 回島根海区漁業調整委員会

日 時 令和 8 年 6 月 8 日（月）14:00～15:30

場 所 松江テルサ 4 階中会議室（島根県松江市朝日町478番地18）

出席委員の氏名

（1 番）小川 喜美夫	（2 番）倉田 健悟	（3 番）寺本 太
（4 番）矢倉 淳	（5 番）渡邊 恭郎	（6 番）堀 浩之
（7 番）福田 薫	（8 番）福島 充	（9 番）山根 幹男
（10 番）梅田 信男	（11 番）月森 久樹	（12 番）福岡 文雄
（13 番）青山 善一郎	（14 番）永松 正則	（15 番）福島 英治

1. 開 会

（事務局が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨 拶

【永松会長】〔省略〕

【横田次長】〔省略〕

3. 議 事

【事務局長】（議事に入る旨宣言。会長に議事進行を依頼）

【永松会長】（議事録署名人に山根 幹男（9 番）、梅田 信男（10 番）を指名）

（1）特定水産資源に関する令和 8 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

- ① まさば及びごまさば対馬暖流系群
- ② ずわいがに日本海系群 A 海域
- ③ ぶり

〔水産課 説明〕

【永松会長】それでは、魚種ごとに御質問、御意見いただきたいと思います。

まず初めに、マサバ及びゴマサバについて、御質問、御意見がありましたら
お願いいたします。

【各委員】（質問なし）

【永松会長】 続きまして、ズワイガニについて、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

【各委員】 （質問なし）

【永松会長】 続いて、ブリについて、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

【福島英治委員】 15番の福島です。ブリにつきましては、先ほど次長の御挨拶の中でも適宜適切に対応していくというお話でございました。34ページにスケジュール表があるんですけども、今年の7月からステップ2に移行するということで、水産庁のスケジュール感でいいますと、令和10年の7月にはステップ3に進む、この表にありますように、採捕停止命令を伴うTAC管理への移行ということで、いよいよ本格実施をされるわけですけども、ステップ3に向けて管理の運用の検討・試行をするということなんですね。県はこのことについてどのような検討をなさってるのか。私どもクロマグロで随分、主に定置網なんですけども、漁獲ができないということで、所得機会を逸失してるんですね。

それと、もう一つは、放流するということで、余分な作業が加わっていると、非常に定置網への影響、経営に影響があると思ってるんですけども。ブリの場合には、一本釣りも含めて、いろんな漁業種類が該当すると思うんですね。そういったものに対する影響っていうのは県はどのようにお考えになっていて、ステップ3に移行するに当たって県としてどのような対応をなされようとしているのかということをご、今日あまり詳しいことは言えなくてもいいんですけども、次回以降でもしっかりと県の方針を示していただいて、やっぱり漁業者の方々が納得できるTAC制度でないと、私どもは非常に困るというように思っておりますので、そういったことをぜひお願いしたい。

【永松会長】 ありがとうございます。

事務局のほうで何か、現時点で。

【水産課】 御意見いただき、ありがとうございます。

ステップアップ管理のイメージ表では、確かにステップ1から3まで3年間で想定と書いてあるんですけども、これは3年間と決まってるわけではなく、ステークホルダー会合とか水産政策審議会にかけながら、必要と認められれば、これが延びていく可能性もあると。県としても資源評価の精度も含めて、

管理の面も含めて、なかなか3年間でそこまでのシミュレーションが難しい可能性はあるかなと思っておりますので、状況を見ながら、不十分であればもっと延ばしていただくとか、国として対応を検討していただくように訴えかけていきたいと考えております。

もう一点、先ほどクロマグロを事例に出されて、そのような厳しい管理になったらというお話もあったんですけども、今のところブリについてはクロマグロのように、大半を放流するような厳しい状況にはなりづらいかと考えています。

その理由としましては、1つ目に、クロマグロについては、TACのスタート時点から小型魚であれば漁獲実績に対して枠を半減するところからスタートされたりですとか、もう一点が、資源量が増えても枠が増えていかないような状況がありますけども、ブリについては国内の管理であって、資源評価に合わせて枠が動いていくことになりますので、マグロほど厳しいものにならないかなとは思いますが、県としても融通体制とか構築しながら対応していければと考えております。

【永松会長】 お願いします。

【福島英治委員】 今の説明は今日はその程度か分かりませんが、TACの数量の貸し借りとか、そういったようなことも考えられてるようなんですけども、漁業者の皆さん、そんなこと全く知らないと思うんですよ。あまり安易に融通が利いて、実質困らないじゃないかという、それは県の見立てか分かりませんが、本当にそうなのかどうなのかも含めて、漁業者の皆さんに対してきちっと県のほうが御説明をしていただいて漁業者の方々が納得される、そういったことが必要なわけで、それを具体的に県はどんなふうにしていこうかというようなことをぜひ、今日じゃなくてもいいですから、これからの委員会でも話を聞かせてもらいたいというように思ってますので、よろしくお願いします。

【水産課】 資料の37ページに、資源評価結果をつけております。37ページの上の図2で、漁獲量の推移というものがあります。このグラフを見ていただいても、近年のブリの漁獲量は、過去に比べたら非常に上のほうにあると。資源評価もそんなに悪い評価ではないというのは事実ですが、年変動の観点でいうと、

やはり図2のグラフでもアップダウンを繰り返しているということで、来遊がどうなるかによって、全く予測し得ないような事態は起きるのかなというのは想像をしております、その中で、どうしても、近い県からの融通というのは漁模様が非常に似通ってしまうということで、今、水産課でもほかの都道府県との連携を深めてますけども、離れたところ、例えば北海道とか、太平洋側とか、恐らく日本海と傾向の異なるような地域と枠のやり取りをできるようなコミュニケーションを今進めているところでございますので、そういった形で私たちも漁業現場、漁師さんに御負担、御迷惑がかからないように、まさに国全体のTACはもしかしたら大丈夫かもしれませんが、島根だけを見ると、枠が窮屈になるタイミングというのは訪れるとは思いますが、そういったときに、よそから枠を持ってくるというようなことが行政でもできる大きなところかなと思っておりますので、やっていきたいと思っています。

あと、現場の漁業者の皆さんへの説明ということで、県の企画でできればいいですし、JFからも、こういう集まりがあるのでちょっと説明に来てよとお声がけをいただければ、地区別であったり、漁業種類別に情報提供とか、その時点で検討して考えていること、動いていることをその都度御紹介できるのかなと思いますので、一緒に漁業者の皆さんに理解と納得をいただけるようなことは県だけではなくて、県とJFと一緒にやっていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見いかがでしょうか。

お願いいたします。

【堀委員】 6番、堀です。先ほどクロマグロの話が出たんですけども、国際的な規制、TACが始まる以前と直近のクロマグロ漁獲量は、どのようになっていますでしょうか。

【水産課】 クロマグロの話ということですね。

【堀委員】 はい。

【水産課】 管理を始めてからもう枠が決まってしまうので、漁獲量としては管理前より多分落ちているんじゃないかなとは思っていますけども、具体的な数字

は持っていないです。ただ、資源量的には皆さんの管理の取組もあって、非常にいいとこまで回復しておりますので、その辺を日本としても国際会議の中で増枠を訴えながら交渉している段階となります。

【堀委員】 ありがとうございます。

やはりそういう取組の成果が出てきたってことですよね。

【水産課】 はい。かなり急激に伸びて、資源が回復しているというふうに聞いておりますので、取組の成果はしっかり表れているものと思っております。

【堀委員】 ありがとうございました。

【永松会長】 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、繰り返しになりますが、マサバ、ゴマサバ、それから、ズワイガニについても御質問、御意見よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本件については諮問となっておりますが、特に異議ない旨、答申いたします。

ありがとうございました。

(2) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）

〔水産課 説明〕

【永松会長】 説明が終わりましたが、この件について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

【福島英治委員】 15番、福島です。1点お聞きしたいんですけども、42ページの1の概要に、規則15条第2項において許可の有効期間を5年より短い期間とする場合、ここでは漁業調整上短い期間とすると示されておりますけれども、43ページには、今回提示されたのが、3つあるんですね。一番上が鳥取県との合意に基づいて短縮する。下は山口県との合意に基づいて短縮をする。真ん中ですけども、この理由というのは漁業調整に該当するんですか。例えばここに書いてあるのは、同一の漁業種類において各許可受給者の許可有効期間が異なると漁業者間に混乱を生じさせるおそれがあると、こうなってる。どういう混乱が起きるんですか。申請者にとってみれば、本来、5年許可を受けられるのに、1年とかそれぐらいで、もう一回、許可申請の手続しなきゃいけない、そういうことになるんですよね。調整規則でいってる漁業調整

上に、こういう役所の御都合のような理由っていうものが該当するんですかと。申請する側から見たら不利益、随分不利益ですよ。それがここで私どもに諮問されるような内容になってるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたい。説明をお願いします。

【西部農林水産振興センター】御質問ありがとうございます。

この、あわび漁業、なまこ漁業はほかの許可と違いまして、継続許可ではなく、非継続許可というものになっております。自分の許可期間が満了したときに、それを継続するから申請するというものではなくて、一旦その許可が全て期間を満了したときに、新たにこれだけ出しますということになっております。許可の件数も上限を定めておりますし、それぞれの漁業で、狭い操業区域の中ですけれども、それぞれ操業ルールなんかも自主的に決められてるところもあったり、公的なものもあったりするんですけれども、同じタイミングで許可を切り替えることで、操業のルールなんかも同じタイミングで皆さんが見直せるようにする必要があるのかなと。

例えば今回1件、追加で新規の許可を出しますけれども、この方を5年間の許可を出してしまうと、そのほか39名の方の来年の切替えのときに、1名だけ今回許可する内容で4年間さらに操業ができるということになってしまいます。この切り替えるタイミングで、何か操業ルールを見直すなどしたときに、1人だけそこからはみ出て操業ができてしまうということになってしまいますので、ここはタイミングを皆さんで合わせて、操業ルールも同じタイミングで見直して、切替えをするという必要があるというふうに考えております。

【福島英治委員】どうもありがとうございました。

今のような説明であれば分かりやすいと思うんですね。例えば共同漁業権でも免許期間、そろえますよね。それを一斉切替えという形で、次の資源管理をどうするかと考えるわけです。今のような説明であれば納得できるんですけれども、ここに書いてあるようなこういう行政の御都合的な書きぶりのような資料は、ぜひ差し替えておかれたほうがいいような気がします。それだけお願いしておきます。以上です。

【永松会長】よろしいでしょうか、事務局のほうは。

【西部農林水産振興センター】資料の書きぶりについては以後気をつけたいと思います。

御指摘ありがとうございました。

【永松会長】そのほか、いかがでしょうか。特にないでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本議題、諮問事項となっておりますが、異議ない旨、答申いたします。

(3) 令和8年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）

〔水産課 説明〕

【永松会長】この件について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

【各委員】（質問なし）

【永松会長】それでは、特に御意見がないということで、事務局案により要望いたします。

本件は協議事項でした。

(4) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

〔水産課 説明〕

【永松会長】この件について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

【各委員】（質問なし）

【永松会長】ありがとうございます。

本件については報告となっております。

(5) その他

① するめいかのTAC管理について（報告）

〔水産課 説明〕

【永松会長】この件につきまして、委員のほうから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

【福島英治委員】令和8管理年度の管理のポツの4つ目、昨年度に漁獲量が目安数量の2

倍を超え、かつ漁獲量が700トンを超えた県は数量明示となると。目安量を大きく超過した現行水準の県においても、相応の負担を検討中ということが書いてあるんですね。

数量明示と現行水準との違いは何だろうと考えてみると、数量明示されると、量を超えると、操業停止がかかるということが昨年11月の事例で分かったと思うんですね。数量明示と、それから現行水準の仕分け、ここに書いてるように2倍を超えた700トンというのが国のほうの基準として設定されてるのか。その数量明示と、それから現行水準との違いというか、仕分けというか、その辺は何か国のほうは言ってるんですか。それをちょっと教えてもらえたらと思って。

【水産課】 目安数量の2倍を超えて、かつ漁獲量が700トンを超えた県については、数量明示の県になります。ただ、ある程度漁獲量の多い長崎県とかは県の方から希望して数量明示になっています。基本は漁獲量が少ない県が現行水準になっているという状況です。

【福島英治委員】 島根県が数量明示県となるのはどういう場合。

【水産課】 もし数量明示を希望して県のほうで枠を管理することを希望すれば、数量明示にはなると思うんですけど、うちの県の場合は、昨年度も隠岐周辺や本土の冬場2月、3月のスルメイカの急激な積み上がりというのがあるので、数量明示で管理というのは難しいので、現行水準で漁獲努力量を増やさない管理でさせていただいてるというような状況です。

【福島英治委員】 分かりました。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

【福島充委員】 このスルメイカ漁で19トンのイカ船ですよね。それが結局よその都道府県から来た船で、島根県が許可を与えて操業することがありますよね。その場合、水揚げしたらどこに入るんですか。

【水産課】 19トン船は小型するめいか釣り漁業ですので、大臣管理になり、報告も全漁連主体の漁獲報告でされているということで、定置網とか、5トン未満のイカ釣りとは別で報告がされているという状況です。

【福島充委員】 県が許可をしても県は関係ないということですね。

【水産課】 はい、県が漁業許可しても国に報告が行ってるという状況です。

【福島充委員】 分かりました。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告でした。

② 資源管理（TAC）の進捗状況について（報告）

〔水産課 説明〕

【永松会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【各委員】 （意見なし）

【永松会長】 ありがとうございます。

本件は報告となっております。

それでは、用意されている議題、議事は以上となりますが、この機会ですので、委員の皆様から何か御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

【福田委員】 7番、福田です。中まきについて、灯船の数のことで県に確認したいんですが、規則では灯船は1か統当たり3隻というふうに決まってますね。探索船というのが各漁業者によっては何隻かあると思うんですけど、ちょっとその前に定義を、以前、県の方と話したときに、灯船と探索船の定義がはっきりしなくて、どれが灯船か探索船かで確認したいんですけど、灯をたいていい3隻のことを私は灯船と思っと思ったんですが、それでよろしいですか。

【水産課】 福田委員の御説明のとおりでよろしいかと思います。ただ、その3隻は灯船のラインを表示します。

【福田委員】 赤いラインを入れとるということですよ。

【水産課】 はい、その3隻です。

【福田委員】 探索船というのは、そのほかの用途の船というか。

【水産課】 そうですね、探索船というか、裏漕ぎ船と言っていますが、網がしばまったりするのを広げたりするときの作業船というか、裏漕ぎ船で、それはライ

ンが入っていない船で、おおむね最大2隻になっているかなと思っています。

【福田委員】 以前の話で、灯船と装備が一緒ですね。灯火の数とか、20灯以上の明かりをつけたような船で、装備はほぼ一緒な船ですね。その船が実際、灯船以外なので灯はつけられないと思うんですけど、以前の説明では、3隻の灯船のうちに1隻が故障したときの代替船として使いますっていうふうなことで説明があったと思うんですが、今、集魚のために灯をたいとる状況で、24隻をたいていました、24隻、今8か統ありますよね、三、八、二十四。その探索船という船がほかの漁場を探しに出て行って、そこでたくこと自体はいいか悪いかっていうことです。離れた場所ですね。

【水産課】 離れていても、1船団3隻ですので、違う場所でも合計として3隻が灯をたけるということですので、4隻たくことになると、それは違反です。

【福田委員】 ということですね。

【水産課】 はい。

【福田委員】 では、これから秋漁に向かって9月以降、私のところの平田沖では、もう沿岸ぎりぎりのほうで操業されますけど、並んだときに、以前もお話したことがあるんですが、24隻をはるかに超える数量の明かりが並んどることが実際ありましたので、ちょっとそこら辺を確認したかったなというふうに思います。

24隻以上はつかないというのが原則ですか。

【水産課】 福田委員からも昨年そういうお話とか、昨日やっていたっていうことで、県の実績で取り締まるようにはさせていただいてるんですけど、洋上で見て、確かに全部まき網っていうこともあるかなと思いますし、イカ釣りとかいう可能性もゼロではないのかなと思っていて、その辺もちょっと連絡いただければ取締りをいたしますので、適宜情報をいただけたらと思っています。

【福田委員】 分かりました。ちょっとこの前も漁に出とるときに、3か所ぐらいの明かりがついとして、その1か所の中で4隻ついとるんですね、4隻。4隻いうと1か統じゃないな、2か統だな、で、分かれてたいとるかなっていうふうだと思うんですけど。案外3隻と本船が明るいので1か統でやっとなるかなっていう。本船が整備しとってそれをたいちゃいけないんですよ。

【水産課】 3隻の実績は、違反ですのできちんとさせていただこうと思っています

ので、適宜情報をいただけたらと思います。

【福田委員】そういうのがあったら、また報告したいと思います。ありがとうございます。

【水産課】 よろしく願いいたします。

【永松会長】ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

【福島充委員】 8番、福島です。簡単な返答で結構なんですけど、2点ほど。

1点は、TACで国際会議という表現をされておりますが、日本に関わる国で結構なんですけど、どこが入ってって、どこが入ってないとかいう、ちょっと私、勉強不足でよく分からないんで、それがまず1点と、先、返答してください。

【水産課】 正確に出てこないですけども、今、太平洋クロマグロですので、太平洋近辺ですね、アジアで言ったら日本だったり韓国、台湾とか、あとアメリカ、メキシコとか、その辺の太平洋近辺の国々が参加されてるというふうに認識しています。

【福島充委員】 中国とか、そういうのは全然関係なしということですね。

【水産課】 中国も入っていますが、そこまでの漁獲量はなかったかと思います。

【福島充委員】 分かりました。

もう一点、TACはすばらしいというような表現がすごい強くて、この間も定置のほうでマグロの話をしたんですが、もっと水産庁にアピールしてもらえんかと。水産庁が国際会議のほうにでもアピールしてほしいというような意見も出ましたので、実際このマグロ、特に大型魚も増加してどんどん増えてきるとというのが現状で、それに伴い減少しとる魚類とかの把握なんかは、県やら水産庁ではされとるんでしょうかね。例えば近年、イカがやっぱりちょっと減ってきたとかいろんな報告があるんですが、なかなかそれをマグロのせいに、つなげるというのは難しいかもしれませんが、そういう何か報告なんかも県なり国なりでアピールして行って、やっぱりそういう漁業被害も出ておるんで、実際。そういう表現で国なんかにもアピールしていったほうが、もっと何か効果が出るんじゃないかなというような気もするんですが。

【水産課】 御指摘ありがとうございます。

国と県の会議において、やはりその辺はよく意見が出るところでして、ただ国も、じゃあ、具体的にどれぐらいそれによってほかの魚種への影響があるかっていうのがなかなか定量的な調査というのが難しくて、評価にも反映されていないという状況です。ただ、ほかの魚種だけじゃなくても、県によっては定置網の中に入って漁具被害があったなどの報告もありますので、その辺は県としても支援、補助とか含めて、声を上げていきたいと考えております。

【福島充委員】 分かりました。

【永松会長】 ありがとうございます。

お願いします。

【堀委員】 6番、堀です。前の会議でもほかの方の魚突き、あれが各地区でいろいろ問題があるような話が出てたんですけど、先般、読売新聞にその記事が出てまして、隣の鳥取県、あそこでやっぱりいろいろなことがありまして、国としては統一的な規制はできないってということも書いてありました。それで、こういう海区漁業調整委員会の場で鳥取県の場合は何か決め事があると。そういうふうに水産庁の見解もそうでしたよね。それで、鳥取県は、各地区によっては実際もう禁止にされるところがあるっていう記事もありました。それで、前の会議で各地区かなりの方が、うちもある、うちもあるということなんですけども、そういうところ鳥根県としては今後どのような対応を考えていただけるんでしょうか。そこを1点お聞かせください。

【水産課】 魚突きのトラブルについては、前回もお話をいただきまして、今、鳥取県というお話が出ましたが、鳥取県、今、届出制ということでやっていて、届出すればできますよというような状況になっています。うちの県はそういう他県の状況を見ながら考えていきたいなと思っておるんですけど、基本としては海は国民の財産であって、遊漁者を一方的に排除はできないのかなと思っております。前回出たヤスについては禁止されていなくて、刺したときに手から離れない。モリになるとそれが遠くまで行くということで、それは禁止にしております。堀委員のお話のように、地区としてそういう自粛している地区もあるというのはこちらも聞いていまして、検討はしているんですけど、すぐこういった方向でというのが今はできませんので、今後、引き続き検討

していきたいなと思っています。

【堀委員】 やっぱり私の地区、大田市なんですけども、実際、私の地区ではなかったんですけど、近隣の地区でそういう方と口論、漁業者としては、やっぱり何かアワビなりサザエなりを捕られてるんじゃないかっていうちょっと疑心暗鬼がありまして、そういう方と話をした場合に、ヒートアップというか激しい言葉の応酬のようなこともあったと聞きます。やはりそういうことで何かトラブルとかあってもいけないんで、県としても広報、もう少し周知するようなことをしていただければなと。漁業者に対しても、そのようにほかの方に対しても、そういうちょっと活動をしていただければなと思っています。また、やはり他県の状況も調べて、その辺またそちらのほうで詳しく調べて、対応できるようなことがあれば御検討願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【水産課】 ありがとうございます。

アワビ、サザエについて、広報ということで、今年度、テレビで鳥取県と一緒に広報もやりたいと思ってますし、また今後、来月ですけど、鳥取県との課長会議といいまして、いろいろお互いの懸案事項とかを話し合う場もございますので、そういったところで鳥取県の状況とかを聞きながら、検討していきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

複数の委員から貴重な御意見が示されました。県のほうでも引き続き御検討をお願いしたいと思います。

それでは、以上で議事を終了いたします。

(次回の開催予定)

【永松会長】 事務局から次回の開催予定について説明してください。

【事務局長】 次回の開催ですけれども、知事管理漁獲可能量の設定などを御審議いただくために、12月の開催を予定しております。以上です。

【永松会長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了したいと思います。

スムーズな議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

5. 閉会

【永松会長】（閉会を宣言 15:30）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田 幸男
水産課	課長	秋山 昌宏
	課長補佐	石橋 茂人
	課長補佐	高橋 一郎
	技師	勝乗 千穂
東部農林水産振興センター	水産部長	仲村 克広
	水産課長	福井 克也
	主任	木下 光
西部農林水産振興センター	水産部長	原 修一
	主任	白石 陽平
水産技術センター	所長	道根 淳
島根海区漁業調整委員会事務局	事務局長	伊藤 博理
	主任書記	渡邊 朋英
	主任書記	吉田 太輔
	主任書記	沖 真徳

以上、議事のてん末を記し、その相違ないことを認証する。

令和8年6月8日

議 長

永松 正則

議事録署名者

山根 幹男

議事録署名者

梅田 信男